

事務事業名 在宅老人福祉事業（高齢者等住宅改造費助成事業）

出力日：令和07年03月18日

キーコード：184

施策：	10	高齢者福祉の充実 ～地域包括ケアシステムの推進～	財務コード	01030102-15-154
基本事業：	03	日常生活の支援	担当部	健康福祉部
基本事業の 成果指標	高齢者が利用できる生活支援メニュー数		担当課	高齢者支援課
			担当係	高齢者福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画		
1．対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2．手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
介護保険の認定を受けた者かつ市県民税非課税世帯の人			筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱及び福岡県高齢者等在宅生活支援事業費補助金交付要綱に基づき、介護保険の認定を受け、住宅改造をされる方で、市民税非課税世帯の方へ助成するもの。 【助成額】30万円を上限とし、費用の全部または一部を支給する。 【注意点】 ・必ず改造前に相談・申請を行うこと。改造中や改造後の申請不可。 ・すでに工事を終えている場合や、本人が在宅とならなかった場合（退院せずに死亡された場合等）は、助成対象とはならず全額自己負担。						
3．意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）									
在宅の要援護高齢者若しくは障害者高齢者等の生活機能の低下の状況に合わせて住宅を改修することで、心身の状況改善、日常生活の自立度向上の他、介護者の負担軽減にもつながっている。									
4．成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	04年度 実績	05年度 実績	06年度 当初	07年度 要求	08年度 計画	09年度 計画	目標
当助成事業により改造された住宅件数		件	6	5	8	8			5
5．コスト									
事業費	計	千円	1,800	1,439	2,400	2,400			
	国	千円	0	0	0	0			
	県	千円	980	719	1,200	1,200			
	地方債	千円	0	0	0	0			
	その他	千円	0	0	0	0			
	一般	千円	820	720	1,200	1,200			
正職員人工数		人工	0.1	0.1	0.1				
正職員人件費		千円	773	782	802				
トータルコスト(事業費＋正職員人件費)		千円	2,573	2,221	3,202	2,400			
6．成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
○あがっている ○どちらかといえばあがっている ●あがっていない（停滞・低下）		【状 況】当助成事業により改造された住宅件数は減少した。 （高齢者のみ H28：4件→H29:3件→H30:5件→R1:2件→R2:3件→R3:5件→R4：6件→R5：5件） 【原 因】対象者枠自体が限られている。国の方針は在宅支援であることから、今後も増える可能性があると推測する。							
7．評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	あり	・県の補助事業（補助率1/2 年間補助件数に上限あり）であり、要介護者の自立と介護者の負担軽減、在宅介護を支援している。 ・実績は少なく、かつ経年では横ばい傾向だが、住宅改造には多額の費用を要するため、費用助成があることで改造を決断でき、住み慣れた場所での在宅介護が継続可能となっており、今後も必要な事業であると判断している。 ・県補助事業は要綱改正により令和4年度以降も延長している。					
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は小	業務推進課題	あり						
成果向上余地	小さい								
8．改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）				■改善方向性		●維持 ○見直し ○廃止 ○事業終了			
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）									
県の要綱改正等の動向を注視していく必要がある。				これまで同様継続して、県に対する申請もしくは実績報告時に、例年予算の拡充を要望。 また当初予算作成時に、前年度を含むこれまでの実績を反映させた決定を要望している。予算を超過する申請が出た場合は、その時点で財政課に状況報告を行い、方針について相談を行っている。					
■事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）				■備考・特記事項 or 進行管理欄					
在宅の高齢者、障がい者世帯に配慮した住宅に改造する費用を助成することにより、高齢者等の自立を助長することを目的に平成7年から開始、福岡県では平成14年から開始された。 さらに平成12年度に介護保険制度が施行されたことにより、介護保険制度の上乗せの助成となった。				介護保険制度における住宅改修費支給事業（介護予防住宅改修費）と併用して活用することができるため、本事業の対象者については2つの制度を合わせて上限50万円まで活用することができる。					